

令和7年度

大分大学経済学部総合型選抜

小論文

解答時間 120分

問題用紙8枚（表紙を含む。）

注意： 解答はすべて解答用紙に記入すること。

令和7年度

大分大学経済学部総合型選抜試験問題

〔 小論文 〕

次の設問に答えなさい。

問1 資料①から③を読んで、最低賃金が上がることにより、労働者と使用者（経営者）が受ける影響を300字以内（句読点を含む）で述べなさい。

問2 資料①から③を参考にしながら、労働者と使用者（経営者）の双方が受け入れやすい最低賃金とは、具体的にはどのようなものか、あなたの考えを500字以内（句読点を含む）で述べなさい。

注）資料①は2023年7月、資料②は2024年7月、資料③は2024年8月の記事である。

資料① 最低賃金の議論が大詰め 時給 1000 円を目指す背景と今後の課題

最低賃金、初の全国平均、時給 1000 円が実現するのか、大詰めの議論が行われています。今年度の最低賃金の引き上げについて議論する厚生労働省の審議会が 26 日に開かれましたが、労使の隔たりが埋まらず、再度、28 日に話し合うことになりました。私たちの生活に直結する賃金、人手不足や物価高の中で最低賃金はどうあるべきなのか考えます。

解説のポイントは、最低賃金 1000 円を目指す背景、引き上げに向けた課題、最低賃金のあり方は、です。

そもそも最低賃金は企業が労働者に最低限支払わなければならない賃金のことです。法律で決まっています。支払わない場合には罰金が科されることもあります。まず、厚生労働省の審議会で労働者と経営側の代表、それに労働関係に詳しい中立的な有識者が、物価の推移や、春闘を通じた賃上げの状況、企業の支払い能力などを参考に議論をして、目安を決めます。そして、その後、都道府県ごとに地域の実情を踏まえて、それぞれで金額を決めていく仕組みとなっています。

最低賃金を話し合う審議会は、このところ労使の意見の隔たりが目立っています。去年も深夜までの議論が行われました。ことしも 4 回目となる 26 日の会合では 9 時間にわたって議論されましたが、意見がまとまりませんでした。

厚生労働省によりますと引き上げ額について労働者側が物価高を背景に大幅な引き上げ額を示す一方、経営側は中小企業の賃金の支払い能力などを根拠に慎重な額を示していて、双方の隔たりは埋まっていないということです。このため、改めて 28 日に会議を開き、とりまとめを目指すことになりました。

(中略)

なぜ最低賃金が 1000 円という水準に向けた議論となっているのでしょうか。背景には政治サイドからの強い要請があることが上げられます。

ことし 3 月に開かれた政府、経済界、労働界の 3 者による「政労使会議」で、最低賃金を巡り、時給 1000 円達成の方針が示されました。さらに先月、決定した政府の経済財政運営などの基本方針、いわゆる「骨太の方針」でも「ことしは全国平均で時給 1000 円を達成することを含めて審議会でしっかりと議論を行う」と明記されました。審議会を前に最低賃金 1000 円達成が前提となっている点で異例のことです。

ただ、中小企業にとって簡単な話ではないようです。ことし 2 月に日本商工会議所・東京商工会議所が全国の中小企業 6000 社余りを対象にアンケート調査を行いました。3300 社あまりが回答をしましたが、今年度、2023 年度の引き上げについて聞くと「引き上げるべき」と答えた企業が 42.4%で「引き下げるべき」「引き上げはせずに、現状の金額を維持すべき」を上回っています。一見すると賃上げに前向きと見えますが、そうではないようです。「引き上げるべき」と答えた企業に理由を聞きますと「物価が上がっており、引き上げはやむを得ない」という回答が 90%近くに上っています。これ以外にも深刻な人手不足もあり、賃金を上げていかないと人材が集まらず経営が成り立たないという声も聞こえてきます。中小や零細企業からするといわば「防衛的な賃上げ」だという指摘もあり、高い金額の引き上げは難

しいと見られます。

1000 円というハードルだけではない課題もあります。地域格差の解消です。最低賃金は地域によって経済情勢が違ふことから都道府県をランク分けして目安が示されます。今回、これを 4 区分から 3 区分に減らしました。区分を減らすことで高いところと低いところとの差を縮めようとしています。果たして効果があるのか、しばらく見極める必要があります。

さらに最低賃金については早くも「次の目標」をどうしていくかにも関心が高まっています。すでに政府の骨太の方針に「この夏以降は時給 1000 円を達成したあとの最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う」と書かれているのです。次の目標については様々な考え方があります。

賃金や雇用に詳しい法政大学の山田久教授は、いくつかの論点を示しています。例えば「産業別の最低賃金」の積極的な活用です。産業別に最低賃金を決める仕組みはあるのですが、都道府県の決めた最低賃金を下回った場合には、都道府県の方が優先する決まりになっています。最近では都道府県の最低賃金が高くなるケースが目立ち、産業別の最低賃金あまり活用されていないのが実情となっています。山田教授は「産業別をもっと活用すれば、労使が持続的な引き上げに向けて連携して人材育成や生産性の向上などを行うようになり、下請けの底上げや地域産業の活性化にもつながる」と指摘しています。

山田教授は全国一律で最低賃金を決めるという考えもあるとしています。例えばイギリスでは労働に関する詳細なデータをもとに年齢や仕事の熟練度によって調整したうえで全国一律の最低賃金を決めています。一律にすることで全体の底上げや格差を縮めることが期待できるというのです。このようにさまざまな論点がある中で、日本のような金額の目安だけを上げていく今のやり方が果たしていいのか、最低賃金のあり方も問われています。

こうした様々な課題がある中でどのように対応していけばいいのでしょうか。まず、政府や自治体は地域の産業振興を積極的に行うことが一段と求められます。円安傾向が続く中で例えば、税制の優遇措置を設けるなどして海外に進出している日本企業を呼び寄せ、研究や開発の拠点を誘致するなどして地域の雇用を生むことも大事です。地域の賃金を上げていくには地域経済の活性化が不可欠です。

さらに企業も人件費を含めたコストの増加分を商品やサービスの価格に転嫁することをより考える時期にきています。最近では高騰する原材料費やエネルギー価格に耐えきれず上昇分を転嫁する動きが企業の間で広がっていますが、人件費の増加分の転嫁にはなお慎重ではないかという指摘もあります。企業は賃金を上げるためならば理由をしっかりと説明して価格転嫁を行うことが必要でしょう。また、消費者もこうした動きを一定程度許容していくことが求められると思います。

最低賃金の話し合いは続きますが、金額だけでなく、深刻な人手不足や格差の拡大など、今の社会が抱える課題を踏まえた適正な最低賃金はどうあるべきなのか、これまで以上にきめ細やかな議論を望みたいのです。

出典) 時論公論 (NHK) 「最低賃金の議論が大詰め 時給 1000 円を目指す背景と今後の課題」(2023 年 7 月 27 日) より抜粋、一部改変。(https://www.nhk.jp/p/ts/4V23PRP3YR/episode/te/WL4P1GQVQ5/)

資料② (ニッポンの給料) 最低賃金、生計費が焦点 物価高の暮らし、議論本格化

最低賃金(時給)の引き上げ幅の目安を決める今年度の議論が本格化している。大きな焦点は物価高でかさむ「生計費」で、18日の厚生労働省の中央最低賃金審議会では生計費を踏まえた最低賃金の水準が議論された。

審議会での目安決めでは、「労働者の生計費」「一般的な賃金水準」「企業の支払い能力」の3要素が考慮される。生計費の指標は特に決められておらず、消費者物価指数や世帯人員別の標準生計費、生活保護基準などが参考にされてきた。

昨年度の審議会は、物価を考慮した「実質賃金」の計算に使う消費者物価指数の高さなどを重視し、全国加重平均で過去最高となる41円(4.3%)の引き上げ目安を示した。

生計費は何を費目に含めるかでも異なってくる。労働組合の中央組織・連合は、衣食住や交際費などを足し合わせた独自の試算を出し、生活の厳しさを強調。全国労働組合総連合(全労連)も同様の手法で試算を公表している。

最低賃金の役割や生計費のあるべき水準について、静岡県立大短期大学部の中澤秀一准教授(社会保障論)と、慶応大の鶴光太郎教授(経済学)に聞いた。

■地方の上げ幅拡大が必要 静岡県立大短期大学部准教授(社会保障論)・中澤秀一氏

今春闘は歴史的な賃上げだったが、一部の大企業の正規労働者が中心で、非正規はそれほどではない。物価高で食費や光熱費が上がり、低所得層の生活を直撃している。特に都市部に比べて賃金水準が低い地方は、生活が苦しい人が多い。物価高を超える最低賃金の引き上げが必要だ。

食費や住居費、日用品など必要な商品やサービスを積み上げる「マーケットバスケット方式」という手法で各地の生計費を調査すると、都市部と地方で大きな差はない。コンビニやネット通販の価格は全国ほとんど同じ。住居費は都市部が高いが、地方は自動車が必要で、車の維持費が都市部の住居費を相殺する。全国的に1500~1700円の時給が必要だと試算している。

都道府県ごとに最低賃金を定める仕組みは根拠に乏しく、地域間の経済格差を温存する。格差是正に向け、中央最低賃金審議会は都市部よりも地方の上げ幅を大きくする目安額を示すべきだ。

目安の決め方では「企業の支払い能力」を重視し過ぎている。支払い能力がなければ、労働者が生活できなくてもよいと認める考え方で、生存権を保障した憲法25条に反する。最低賃金が導入された1959年は高度経済成長期。企業の成長を重視し、使用者が賃金を抑えようとする当時の考えが今も強く残っている。「昭和の遺物」は見直すべきだ。(聞き手・檜崎貴司)

■中小の経営踏まえ慎重に 慶応大教授(経済学)・鶴光太郎氏

最低賃金を決める上で、生計費の適切な水準は何かという問いに答えるのは難しい。生活水準の試算を重視して引き上げ幅を決める考え方もあるが、ライフスタイルが多様化し、必要最低限のものを一律に決められなくなっている。物価と賃金の伸びなど、統計に連動させる手法をとるしかないのではない

か。

この数年で電気やガスなどのエネルギーと食料品の価格が大きく上がった。生活に関わる基本的なものが高くなっており、大きな影響を受ける低所得者に配慮して最低賃金を決めないといけな。一方、物価は地域ごとにはっきりした違いがあり、地域ごとのきめ細かな議論が必要だ。これまでは地域ごとの議論が少なかったが、近年各地で独自の動きが出てきたのは良い傾向だ。

今春闘の結果を踏まえれば昨年を上回る引き上げも想定される。だが、中小企業の多くが激しい価格競争にさらされていることも忘れてはならず、大幅な引き上げは慎重であるべきだ。

最低賃金の引き上げは、その水準近くで働く、まだスキルを身につけていない若者らの働き口が減るなど、雇用に悪影響が出る。特に中小は赤字すれすれで経営している企業が多い。価格転嫁は容易ではなく、賃金アップに耐えられずに倒産する企業が増える可能性もある。政府も指針を出すなど対策に乗り出したが、効果は限定的だ。(聞き手・宮川純一)

出典) 朝日新聞「(ニッポンの給料) 最低賃金、生計費が焦点 物価高の暮らし、議論本格化」(2024 年 7 月 19 日) 朝刊より抜粋、一部改変。

都道府県別の2024年度最低賃金改定額が29日、出そろった。27県の地方審議会は、全国一律で時給を50円引き上げるとした国審議会の目安額を上回った。

※単位は円

A	分
B	分
C	分

佐賀	福岡
C	B
956	992
長崎	大分
C	C
953	954
熊本	宮崎
C	C
952	952
沖縄	鹿児島
C	C
952	953

山口	島根	鳥取	京都	滋賀	富山	新潟	群馬	福島
B	B	C	B	B	B	B	B	B
979	962	957	1058	1017	998	985	985	955
	広島	岡山	兵庫	大阪	岐阜	長野	埼玉	栃木
	B	B	B	A	B	B	A	B
	1020	982	1052	1114	1001	998	1078	1004
	愛媛	香川		和歌山	愛知	山梨	東京	茨城
	B	B		B	A	B	A	B
	956	970		980	1077	988	1163	1005
	高知	徳島		奈良	三重	静岡	神奈川	千葉
	C	B		B	B	B	A	A
	952	980		986	1023	1034	1162	1076

福井	石川
B	B
984	984

秋田	岩手
C	C
951	952
山形	宮城
C	B
955	973

目安への上乗せは前年度の 24 県を上回った。隣接地域間や都市部との時給格差、それに伴う人材獲得競争が背景にある。物価高に苦しむ労働者の処遇改善につながる一方で、企業側にとっては人件費の負担が重くなる。

(中略)

国の審議会は都道府県をＡ～Ｃの３区分に分け、区分ごとに目安額を提示。例年、都市部のＡ区分を高く設定するケースが多かったが、地域間の金額差が広がるとの批判を踏まえ、24年度は全国一律として

いた。地方部のC区分は13県あり、いずれの地方審議会も上乗せを決めた。

出典) 西日本新聞「最賃 27 県「目安」超え 全国平均 1055 円に 九州・沖縄全県上積み」(2024 年 8 月 30 日)より抜粋、一部改変。 西日本新聞 2024 年 8 月 30 日(共同通信配信)

注) 都道府県の区分については、経済実態(所得・消費に関する指標、給与に関する指標、企業経営に関する指標)に応じて総合指数が計算され、主にその指数が高い順に A、B、C の 3 つに分けられる。

出典) 中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」(2023 年)より抜粋、一部改変。